

## 外国送金取引を行うお客さまへ

平素より蒲郡信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、「外国為替及び外国貿易法」および「米国 OFAC 規制」等の各国経済制裁関連法令・規制に基づく経済制裁措置への対応やマネーロンダリング及びテロリストへの資金供与の未然防止対策を適切に実施する観点から、お取引の詳細や送金原資等をお伺いするほか、お取引に関する確認資料のご提出をお願いしております。

当金庫からの依頼にご対応いただけない場合や、確認させていただいた内容によっては、当金庫の判断にてお取引をお断りする場合がございます。お客さまには大変ご不便をおかけいたしますが、ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### ◆お取り扱いできない取引の例◆

- 当金庫に預金口座をお持ちでない方  
(外国送金取引を行うために口座を開設することはお断りいたします。)
- 代理人によるお取引のご依頼
- 現金を送金原資とするお取引  
(直前に送金原資を現金にて口座入金された場合も、現金と同様のお取扱いとなります。)
- 当金庫から依頼する各種確認資料をご提出いただけない場合

【ご提出いただく確認資料の例】 ※必要に応じて追加の資料をお願いする場合がございます。

送金目的	ご提出いただく確認資料の例
貿易取引全般 (輸入・輸出・仲介貿易)	INVOICE、PROFORMA INVOICE、請求書、 船荷証券 (B/L)、航空運送状 (AWB)、国際宅配便の明細、 輸入・輸出許可通知書、原産地証明書、売買契約書 等
不動産関連	不動産売買に関する契約書、請求書 等
投資	投資の内容が確認できる契約書類 等
生活費	送金人さまと受取人さまの関係を証明するもの、 (戸籍謄本、婚姻証明書、出生証明書、公的機関発行の証明書) 送金相手さまの本人確認書類、資金の必要性が確認できる資料 等
ご自身の外国口座との振替	外国口座の預金明細・名義など口座の内容が確認できる資料 等
学費・留学費	授業料・入学金の請求書、在学の確認ができる資料 (学生証) 等
医療費	医療費の請求書、入院や治療の内容が分かる資料 等
宿泊費・渡航費	宿泊先、旅行会社からの請求書、旅行の日程が確認できる資料 等

※ 送金原資が他の金融機関からのお振替の場合は、上記資料の他、他金融機関の通帳・預金取引明細など送金原資が確認できる資料のご提出をお願いいたします。

※ 事業内容などの把握のために決算書等の確認をさせていただく場合がございます。